



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第33号 令和2年11月30日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
8 9	徳島県自然環境保全条例施行規則及び徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則	環境首都課
9 0	クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	消費者くらし安全局 安全衛生課
9 1	理容師法施行細則の一部を改正する規則	同
9 2	美容師法施行細則の一部を改正する規則	同
9 3	食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	同
9 4	旅館業法施行細則の一部を改正する規則	同
9 5	興行場法施行細則の一部を改正する規則	同
9 6	公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	同
9 7	徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	人事課 行政改革室
9 8	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	同
9 9	徳島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則	水産振興課
1 0 0	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則	同

【規則】

番 号	表 題	担当課名
1 0 1	徳島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則	漁業調整課
1 0 2	建築士法施行細則の一部を改正する規則	住宅課 建築指導室

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
1 4	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課 行政改革室

【公布された条例等のあらまし】

- 徳島県自然環境保全条例施行規則及び徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第八十九号）

一 水産資源保護法の一部改正に伴い、次に掲げる規則について所要の整理を行うこととした。

1 徳島県自然環境保全条例施行規則

2 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則

二 この規則は、令和二年十二月一日から施行することとした。

- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（規則第九十号）

一 クリーニング業法施行細則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和二年十二月十五日から施行することとした。

- 理容師法施行細則の一部を改正する規則（規則第九十一号）

一 理容師法施行細則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和二年十二月十五日から施行することとした。

- 美容師法施行細則の一部を改正する規則（規則第九十二号）

一 美容師法施行細則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和二年十二月十五日から施行することとした。

- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（規則第九十三号）

一 食品衛生法施行細則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和二年十二月十五日から施行することとした。

- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（規則第九十四号）

一 旅館業法施行細則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和二年十二月十五日から施行することとした。

- 興行場法施行細則の一部を改正する規則（規則第九十五号）

一 事業譲渡に伴う興行場営業の許可の申請書の添付書類の一部を省略することができることとした。

二 相続による営業者の地位の承継の届出における添付書類について、戸籍謄本に代えて法定相続情報一覧図の写しにすることができることとした。

三 この規則は、令和二年十二月十五日から施行することとした。

- 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（規則第九十六号）

一 公衆浴場法施行細則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和二年十二月十五日から施行することとした。

- 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第九十七号）

一 漁業法の一部改正等に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和二年十二月一日から施行することとした。

- 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第九十八号）

一 肥料取締法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 組合等登記令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和二年十二月一日から施行することとした。

- 徳島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（規則第九十九号）

- 一 特定水産資源の漁獲量等の報告の方法を定めることとした。
 - 二 この規則は、令和二年十二月一日から施行することとした。
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則（規則第百号）
 - 一 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則は、廃止することとした。
 - 二 この規則は、令和二年十二月一日から施行することとした。
- 徳島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（規則第百一号）
 - 一 特定水産資源の採捕の停止に必要な事項を定めることとした。
 - 二 この規則は、令和二年十二月一日から施行することとした。
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第百二号）
 - 一 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用に関する規定を設けることとした。
 - 二 指定登録機関に係る指定の申請、登録状況の報告等について所要の規定を設けることとした。
- 三 その他所要の改正を行うこととした。
- 四 この規則は、令和二年十二月一日から施行することとした。

徳島県規則第八十九号

徳島県自然環境保全条例施行規則及び徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県自然環境保全条例施行規則及び徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

一 徳島県自然環境保全条例施行規則（昭和五十二年徳島県規則第三号）第十七条第十二号口及び第二十四条第六号イ

二 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第一号）第十五条第十号八及び第二十二条第六号二

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

徳島県規則第九十号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和三十一年徳島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の備考中4を5とじ、3の次に次のように加える。

4 クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。

様式第一号の2の備考中4を5とじ、3の次に次のように加える。

4 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。

様式第四号の4その1の備考1から3を次のように改める。

1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

3 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとにその名称、所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

附 則

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

2 改正後のクリーニング業法施行細則の様式に相当する改正前のクリーニング業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第九十一号

理容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和三十四年徳島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「お願ひします」を「願ひます」に改め、同様式の備考１に次のように加える。

理容師法施行規則第１９条第１項ただし書、第２項ただし書又は第３項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書

様式第七号その一中「お願ひします」を「願ひます」に改め、同その一の備考１及び２を次のように改める。

１ 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第２４７条第５項の規定により交付を受けた同条第１項に規定する法定相続情報一覧図の写し

２ 相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

附 則

１ この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

２ 改正後の理容師法施行細則の様式に相当する改正前の理容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第九十二号

美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和三十四年徳島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「お届けします」を「届けます」に改め、同様式の備考１に次のように加える。

美容師法施行規則第１９条第１項ただし書、第２項ただし書又は第３項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書

様式第七号その一中「お届けします」を「届けます」に改め、同その一の備考１及び２を次のように改める。

１ 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第２４７条第５項の規定により交付を受けた同条第１項に規定する法定相続情報一覧図の写し

２ 相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

附 則

１ この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

２ 改正後の美容師法施行細則の様式に相当する改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第九十三号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年徳島県規則第一百一号）の一部を次のように改正する。

様式第七号の備考に次のように加える。

- 4 食品衛生法施行規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。

様式第八号その一の備考1及び2を次のように改める。

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

附 則

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 改正後の食品衛生法施行細則の様式に相当する改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第九十四号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和五十七年徳島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

三 省令第一条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

様式第一号の備考に次のように加える。

4 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

様式第三号の備考1を次のように改める。

1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

附 則

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

2 改正後の旅館業法施行細則の様式に相当する改正前の旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第九十五号

興行場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和五十九年徳島県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、興行場営業を営む者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、第一号（興行場の構造設備に変更がない場合に限る。）及び第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第二条に次の一号を加える。

四 ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第二条の二第一項第一号を次のように改める。

一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し
様式第一号中「徳島県収入証紙および付欄」を「徳島県収入証紙貼付欄」に改め、同様の備考1に次のように加える。

興行場法施行細則第2条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該前条を譲り受けたことを証する書類

様式第一号の二の備考1を次のように改める。

1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

附 則

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

2 改正後の興行場法施行細則の様式に相当する改正前の興行場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第九十六号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和六十年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、第一号（公衆浴場の構造設備に変更がない場合に限る。）及び第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第二条第二項に次の一号を加える。

五 ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

様式第一号中「徳島県収入証紙ちよう付付欄」を「徳島県収入証紙貼付欄」に改め、同様の備考１の 中「条例」を「公衆浴場法施行条例」に改め、同様に次のように加える。

公衆浴場法施行細則第２条第２項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

様式第一号の二の備考１を次のように改める。

１ 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第２４７条第５項の規定により交付を受けた同条第１項に規定する法定相続情報一覧図の写し

附 則

１ この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

２ 改正後の公衆浴場法施行細則の様式に相当する改正前の公衆浴場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第九十七号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する

。

別表第二水産振興課の項第五号を次のように改める。

五 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の施行に関すること（水産資源の保存及び管理（くろまぐろに係るものを除く。）に係るものに限る。）。

別表第二漁業調整課の項第一号中「（昭和二十四年法律第二百六十七号）」を削り、「こと」の下に「（水産振興課の分掌に属するものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

徳島県規則第九十八号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

。 徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第二号中「第十四条第四項」を「第十四条第五項」に改める。

別表第二の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第十号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

徳島県規則第九十九号

徳島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び第三十条第一項並びに漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第二十八条第一項の規定に基づき、特定水産資源（法第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

第二条 法第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定による報告は、当該報告をする者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と県の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、県の使用に係る電子計算機に備えられ、又は接続されたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

2 前項の規定により行われた報告は、同項に規定するファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。

3 電子情報処理組織の異常又は保守点検その他やむを得ない事由がある場合には、第一項に規定する報告は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による書面により行うことができる。

一 法第十七条第一項の漁獲割当管理区分に係る報告 様式第一号

二 法第三十条第一項の漁獲割当管理区分以外の管理区分に係る報告（次号に掲げる報告を除く。） 様式第二号

三 法第三十条第一項の漁獲努力量管理区分に係る報告 様式第三号

4 第一項及び第二項の規定は、法第九十条第一項の規定による報告について準用する。ただし、電子情報処理組織の異常又は保守点検その他やむを得ない事由がある場合には、書面により行うことができる。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）

漁業法第 26 条第 1 項の規定に基づき，漁獲量等について，次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号		
特定水産資源の名称		
漁獲割当管理区分の名称		
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位：)	
陸揚げした日 / 漁獲量 (kg)		

備考

- 1 代理人を用いて報告をする場合には，委任状を添付すること。
- 2 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には，表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 3 「漁獲割当割合設定通知書の番号」欄には，漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載すること（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について 2 つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 4 「特定水産資源の名称」欄には，くろまぐろの漁獲量の報告の場合には，「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは，分けて記入すること。
- 5 「設定を受けた年次漁獲割当量」欄には，年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあっては移転後の年次漁獲割当量を，年次漁獲割当量を承継した場合にあっては承継後の年次漁獲割当量を，それぞれ記入すること。
- 6 「陸揚げした日 / 漁獲量 (kg)」欄の陸揚げした日は，くろまぐろの養殖用種苗の報告の場合には，いけすに入れた日又は移送用の仮いけすに入れた日のいずれか早い日を記入すること。

様式第 2 号（第 2 条関係）

漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあつては，名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあつては，主たる事務所の所在地）

漁業法第 30 条第 1 項の規定に基づき，漁獲量等について，次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量（kg）	

備考

- 1 代理人を用いて報告をする場合には，委任状を添付すること。
- 2 「許可番号又は免許番号」欄には，次に掲げる事項を記入すること。ただし，許可番号，免許番号又は承認番号のいずれも持たない場合には，省略すること。
許可（漁業法第 57 条第 1 項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては，許可番号
漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては，免許番号
海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合にあっては，承認番号
- 3 「船舶の名称」欄及び「漁船登録番号」欄は，船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には，省略すること。
- 4 「陸揚げした日」欄には，くろまぐろの養殖用種苗の報告の場合には，いけすに入れた日又は移送用の仮いけすに入れた日のいずれか早い日を記入すること。
- 5 「特定水産資源の名称」欄には，くろまぐろの漁獲量の報告の場合には，「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは，分けて記入すること。

様式第 3 号（第 2 条関係）

漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）

漁業法第 30 条第 1 項の規定に基づき，漁獲努力量等について，次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲努力量	漁獲量（kg）

備考

- 1 代理人を用いて報告をする場合には，委任状を添付すること。
- 2 「許可番号又は免許番号」欄には，次に掲げる事項を記入すること。ただし，許可番号，免許番号又は承認番号のいずれも持たない場合には，省略すること。
許可（漁業法第 57 条第 1 項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては，許可番号
漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては，免許番号
海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合にあっては，承認番号
- 3 「船舶の名称」欄及び「漁船登録番号」欄は，船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には，省略すること。
- 4 「漁獲努力量」欄には，特定水産資源を採捕するために行われる漁ろうの作業の量（当該特定水産資源ごとに資源管理方針において示された操業日数，操業時間，船舶の隻数，漁具の数，漁具の大きさ又は漁具の使用回数）を記載すること。

徳島県規則第百号

。 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成十五年徳島県規則第十三号）は、廃止する。

附 則

1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

2 廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第二十八条の規定により同法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の規定がなおその効力を有するものとされる間は、なおその効力を有する。

徳島県規則第百一号

徳島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第三十三条第二項の規定に基づき、特定水産資源（法第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の採捕の停止に関して必要な事項を定めるものとする。

（特定水産資源の採捕の停止）

第二条 知事は、法第三十三条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を直ちに告示するものとする。

2 前項の告示があつたときは、同項の告示に係る者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度（法第十一条第二項第三号に規定する管理年度をいう。）の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事が第一項の告示に係る場合に該当しなくなつたと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなつたと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

徳島県規則第百二号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年徳島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「省令」という。」を削り、「平成二十年国土交通省令第三十七号」の下に「。以下「機関省令」という。」を加える。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定登録機関 法第十条の二十第一項の規定により知事が指定する者をいう。
- 二 指定試験機関 法第十五条の六第一項の規定により知事が指定する者をいう。
- 三 免許証 法第五条第二項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証（他の都道府県知事が交付するものを除く。）をいう。
- 四 免許証明書 法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第二項に規定する二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書（指定登録機関が交付するものに限る。）をいう。
- 五 免許証等 免許証又は免許証明書をいう。

第三条第一項中「法第十五条の六第一項の規定により知事の指定する者（以下「指定試験機関」という。）」を「指定試験機関」に、「第三号から第五号まで」を「第三号及び第五号」に改める。

第四条第一項中「二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」という。）」を「免許証」に改める。

第六条第一項中「免許証及び」を削り、同条第二項中「、免許証」を「、免許証等」に、「ちよう付し」を「貼付し、免許証等を添えて」に改める。

第七条第一項中「免許証を」を「免許証等を」に、「ちよう付した」を「貼付した」に改め、同条第三項中「免許証を」を「免許証等を」に改める。

第八条の見出しを、「（免許の取消しの申請及び免許証等の返納）」に改め、同条第一項及び第三項中「免許証」を「免許証等」に改め、同条第五項中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、「免許証」を「免許証等」に改める。

第十二条（見出しを含む。）中「免許証」を「免許証等」に改める。

第十二条の二の次に次の十一條を加える。

（指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用）

第十二条の三 指定登録機関が法第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行う場合における第三条、第四条、第六条、第七条、第八条第五項、第九条及び第十二条の二の規定の適用については、これらの規定（第三条第一項を除く。）中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、「二級建築

士等免許証用写真」とあるのは「二級建築士等免許証明書用写真」と、第三条第一項中「免許申請書（様式第一号）」とあるのは「免許申請書」と、「添えて知事」とあるのは「添えて指定登録機関」と、同項第四号中「実務経歴書（様式第一号の二）」とあるのは「実務経歴書」と、「実務経歴証明書（様式第一号の三）」とあるのは「実務経歴証明書」と、第四条第一項中「様式第二号による免許証」とあるのは「免許証明書」と、第六条第二項中「建築士免許証書換交付申請書（様式第三号）」とあるのは「建築士免許証明書書換交付申請書」と、「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、同条第三項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第七条第一項中「建築士免許証再交付申請書（様式第四号）」とあるのは「建築士免許証明書再交付申請書」と、「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書の」と、第九条第一項中「免許を」とあるのは「知事が免許を」と、「又は」とあるのは「又は第十二条の十二第一項の規定により」と、「があつた」とあるのは「に係る事項を記載した書類の交付を受けた」と、第十二条の二第一項中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する法第六条第二項」と、同条第二項中「告示しなければ」とあるのは「公表しなければ」とする。

（指定登録機関の指定の申請）

第十二条の四 法第十条の二十第二項の規定による指定を受けようとする者（次項第八号において「指定申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 二級建築士等登録事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 現に行つている業務の概要を記載した書類

七 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第一項第一号に規定する二級

建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類

八 指定申請者が法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項各号に該当しない旨を誓約する書面

九 その他参考となる事項を記載した書類

（指定登録機関の名称等の変更の届出）

第十二条の五 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

一 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所

の所在地

- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（指定登録機関の役員の選任及び解任の認可の申請）

第十二条の六 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の七第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項第四号イ又は口のいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

（登録事務規程の認可の申請）

第十二条の七 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（指定登録機関の事業計画等の認可の申請）

第十二条の八 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（登録状況の報告）

第十二条の九 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
- 二 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数

2 前項の報告書には、二級建築士名簿及び木造建築士名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

3 報告書等（第一項の報告書及び前項の規定による添付書類をいう。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 指定登録機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

（不正登録者の報告）

第十二条の十 指定登録機関は、二級建築士等が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

一 当該二級建築士等に係る登録事項

二 偽りその他不正の手段

（二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請）

第十二条の十一 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十五第一項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

（指定登録機関への書類の交付）

第十二条の十二 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出、報告書等の送付又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

一 法第五条の二、法第八条の二又は第八条第四項の規定による届出 当該届出に係る事項

二 機関省令第四十条第四項又は機関省令第四十三条第四項の規定による報告書等の送付 機関省令第四十条第二項第二号イ又は機関省令第四十三条第二項第二号イの修了者一覧表に記載された事項

三 第十八条の七第一項の規定による報告書の提出 同条第二項の規定により当該報告書に添付された書類に記載された事項

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信

回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

（免許の取消し等の処分の通知）

第十二条の十三 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第九条第一項若しくは第二項の規定により二級建築士等の免許を取り消したとき又は法第十条第一項の規定により二級建築士等に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日

二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所

三 処分内容及び処分を行った年月日

第十八条の見出しを「（指定試験機関の指定の申請）」に改める。

第十八条の二の見出しを「（指定試験機関の名称等の変更の届出）」に改める。

第十八条の三の見出しを「（指定試験機関の役員の選任及び解任の認可の申請）」に改める。

第十八条の六の見出しを「（指定試験機関の事業計画等の認可の申請）」に改める。

第十八条の七第三項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「。以下この項において同じ」を削り、同項第一号中「（入出力装置を含む。以下同じ。）」を削り、同項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「磁気ディスク等」に改める。

様式第三号中「建築士免許証」を「建築士免許証（建築士免許証明書）」に、「は」を「貼付付けて」に、「ちよう付した」を「貼付した」に、「徳島県収入証紙ちよう付欄」を「徳島県収入証紙貼付欄」に改める。

様式第四号中「建築士免許証」を「建築士免許証（建築士免許証明書）」を、「は」を「貼付付けて」に、「ちよう付した」を「貼付した」に、「徳島県収入証紙ちよう付欄」を「徳島県収入証紙貼付欄」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

徳島県訓令第14号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳 島 県 警 察 本 部
徳 島 県 議 会 事 務 局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第一農林水産部に属する事項の項第四号の1を次のように改める。

1 第六十二条第一項の規定による海区漁場計画の作成

別表第一農林水産部に属する事項の項第四号の4中「第二百二十八条第二項」を「第一百六十九条第二項」に改め、同4を同号の6とし、同号の3中「第六十七条第三項」を「第一百二十条第三項」に改め、同3を同号の5とし、同号の2中「第三十九条第一項（第三十六条第三項）」を「第九十三条第一項（第八十八条第四項）」に改め、同2を同号の4とし、同号の1の次に次のように加える。

2 第六十四条第六項（第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示

3 第六十七条第一項の規定による内水面漁場計画の作成

別表第四農林水産政策課の項課長の欄第七号中「第十四条第四項」の下に「及び第五項」を、「嘱託（）」の下に「同項の規定によるものにあつては、」を加え、同表もつかるブランド推進課の項部長の欄第二号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項課長の欄第五号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同号の1中「第二項」を「第三項」に改め、同表水産振興課の項部長の欄第一号の1中「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同号の2中「第十五条の二」を「第十九条」に改め、同号の3中「第十八条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同号の4中「第二十二条第二項」を「第二十五条第二項」に、「さく河魚類」を「瀬河魚類」に改め、同欄第十号を次のように改める。

十 漁業法に関する次のこと。

1 第十四条第一項の規定による都道府県資源管理方針の策定並びに同条第八項及び第九項の規定による都道府県資源管理方針の変更

2 第二十三条第一項及び第二項の規定による漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の取消し

3 第二十七条の規定による停泊等の命令

4 第二十八条の規定による年次漁獲割当量の控除

5 第二十九条第一項の規定による漁獲割当割合の削減

6 第三十二条第二項の規定による助言、指導又は勧告

7 第三十三条第二項の規定による採捕の停止等の命令

8 第三十四条の規定による停泊等の命令

別表第四水産振興課の項課長の欄第一号の1中「第十六条」を「第二十条」に改め、同号の2中「第十七条」を「第二十一条」に改め、同号の3中「第三十条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同号の4中「第三十三条」を「第三十七条」に改め、同欄第五号の10を削り、同欄中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同欄に次の二号を加える。

十 漁業法に関する次のこと。

1 第十六条第一項の規定による知事管理漁獲可能量の設定及び同条第五項の規定による知事管理漁獲可能量の変更

2 第十七条第三項の規定による漁獲割当割合の設定

3 第十九条第一項の規定による年次漁獲割当量の設定

4 第二十一条第一項の規定による漁獲割当割合の移転の認可

5 第二十二条第一項の規定による年次漁獲割当量の移転の認可

6 第二百二十五条第一項の規定による協定の認定

7 第二百二十六条第二項の規定による認定協定への参加のあつせん

十一 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十条第三項において準用する漁業法第二百二十五条第一項の規定による認定協定の変更の認定及び同令第十条第四項の規定による認定協定の認定の取消し

別表第四漁業調整課の項部長の欄第一号の21中「第二百二十九条第一項」を「第七十条第一項」に改め、同21を同号の41とし、同号の20中「第二百二十八条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同20を同号の40とし、同号の19中「第二百二十四条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同19を同号の39とし、同号の18中「第二百十一条」を「第六十二条」に改め、同18を同号の38とし、同号の17中「第二百十条」を「第六十一条」に改め、同17を同号の37とし、同37の前に次のように加える。

35 第三百三十八条第六項の規定による漁業者又は漁業従事者の範囲の拡張又は限定

36 第三百三十九条第二項の規定による公表

別表第四漁業調整課の項部長の欄第一号の16中「第八十五条第二項ただし書（第三百三十二条）を「第三百三十七条第二項ただし書（第七十三条）」に改め、同16を同号の34とし、同34の前に次のように加える。

29 第二百九条第一項の規定による沿岸漁場管理団体の指定及び同条第二項の規定による条件の付加

30 第二百十一条第一項の規定による沿岸漁場管理規程の認可及び同条第六項の規定による公示

31 第百十五条第一項の規定による休止又は廃止の認可及び同条第三項の規定による
公示

32 第百十六条第一項の規定による勧告並びに同条第二項及び第三項の規定による指
定の取消し

33 第百三十一条第一項の規定による停泊等の命令

別表第四漁業調整課の頂部長の欄第一号の15中「第六十六条第一項」を「第百六条第七項」に改め、同15を同号の28とし、同号の14中「第四十条（第三十六条第三項（同条第四項）を「第九十四条（第八十八条第四項（同条第五項」に改め、同14を同号の27とし、同号の13を削り、同号の12中「第三十八条第一項（第三十六条第三項（同条第四項）を「第九十二条第一項（第八十八条第四項（同条第五項」に、「第三十八条第三項」を「第九十二条第二項（第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」に改め、「漁業権の取消し」の下に「又はその行使の停止命令」を加え、同12を同号の26とし、同26の前に次のように加える。

25 第九十一条第一項（第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置の指導及び第九十一条第二項（第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による勧告

別表第四漁業調整課の頂部長の欄第一号の11中「第三十七条第一項（第三十六条第三項（同条第四項）を「第八十九条第一項（第八十八条第四項（同条第五項」に改め、同11を同号の24とし、同号の10中「第三十六条第一項（同条第四項）を「第八十八条第一項（同条第五項」に改め、同10を同号の23とし、同号の9中「第三十四条第四項（第三十六条第三項（同条第四項）を「第八十六条第一項（第八十八条第四項（同条第五項」に改め、「制限又は」を削り、同9を同号の22とし、同号の8を削り、同号の7中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に改め、同7を同号の21とし、同号の6中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に改め、同6を同号の20とし、同号の5中「第二十二条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同5を同号の19とし、同号の4中「第二十一条第二項」を「第七十五条第二項」に改め、同4を同号の18とし、同号の3中「第十四条第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）」を「第七十二条第六項」に改め、同3を同号の17とし、同号の2中「第十条」を「第六十九条第一項」に改め、同2を同号の16とし、同16の前に次のように加える。

10 第五十八条において準用する第三十八条の規定による起業の認可

11 第五十八条において準用する第四十二条第一項の規定による許可の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示

12 第五十八条において準用する第四十四条第一項及び第二項の規定による許可又は起業の認可への条件の付加

13 第五十八条において準用する第四十五条の規定による継続の許可又は起業の認可

14 第五十八条において準用する第五十一条第一項の規定による許可の取消し

15 第五十八条において準用する第五十四条第一項の規定による許可又は認可の取消し及び第五十八条において準用する第五十四条第二項の規定による許可又は認可の

変更、取消し又は効力の停止の命令

別表第四漁業調整課の項部長の欄第一号の1中「第八条第六項」を「第五十七条第一項に改め、同1を同号の9とし、同9の前に次のように加える。

1 第十四条第一項の規定による都道府県資源管理方針の策定並びに同条第八項及び第九項の規定による都道府県資源管理方針の変更

2 第二十三条第一項及び第二項の規定による漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の取消し

3 第二十七条の規定による停泊等の命令

4 第二十八条の規定による年次漁獲割当量の控除

5 第二十九条第一項の規定による漁獲割当割合の削減

6 第三十二条第二項の規定による助言、指導又は勧告

7 第三十三条第二項の規定による採捕の停止等の命令

8 第三十四条の規定による停泊等の命令

別表第四漁業調整課の項部長の欄第一号に次のように加える。

42 第七十七条第十四項において準用する同条第三項の規定による補償すべき金額の決定及び同条第十四項において準用する同条第六項の規定による受益者負担の決定

別表第四漁業調整課の項部長の欄第三号中「昭和四十年徳島県規則第五号」を「令和二年徳島県規則第八十八号」に改め、同号の1から8までを次のように改める。

1 第十条第五項及び第七項の規定による許可の基準の策定

2 第十四条第二項の規定による許可の有効期間の短縮の決定

3 第二十二條第一項（第三十二條第十三項において準用する場合を含む。）の規定による許可又は認可の変更、取消し又は効力の停止

4 第三十二條第一項の規定による採捕の許可、同条第五項の規定による許可の有効期間の短縮の決定及び同条第七項の規定による許可の取消し並びに同条第十三項において準用する第二十一条第一項の規定による許可の取消し及び第三十二條第十三項において準用する第二十一条第二項の規定による許可の変更、取消し又は効力の停止

5 第四十条第二項の規定による除害設備の設置又は変更の命令

6 第四十一条第一項の規定による岩礁破碎等の許可

7 第四十二条の規定による砂れきの採取の許可

8 第四十四条第一項の規定による船舶の停泊等の命令

別表第四漁業調整課の項部長の欄第三号の9から14までを削り、同欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項課長の欄第一号の2を次のように改める。

2 第十六条第一項の規定による知事管理漁獲可能量の設定及び同条第五項の規定による知事管理漁獲可能量の変更

別表第四漁業調整課の項課長の欄第一号の10中「第三百二十四条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同10を同号の22とし、同号の9中「第二百九条第三項」を「第七十七条第三項」に改め、同9を同号の21とし、同号の8中「第二百二十四条第四項」を「第百

六十五条第四項」に改め、同8を同号の20とし、同号の7中「第二百二十二条」を「第二百六十三条」に改め、同7を同号の19とし、同19の前に次のように加える。

16 第二百二十五条第一項の規定による協定の認定

17 第二百二十六条第二項の規定による認定協定への参加のあつせん

18 第二百三十八条第六項の規定による海区漁業調整委員会への意見の聴取

別表第四漁業調整課の項課長の欄第一号の6中「第七十二条」を「第二百二十二条」に改め、同6を同号の15とし、同号の5中「第六十七条第九項」を「第二百十条第九項」に改め、同5を同号の14とし、同号の4中「第五十条第一項」を「第一百七十七条第一項」に改め、同4を同号の13とし、同13の前に次のように加える。

11 第二百六条第九項において準用する同条第七項の規定による認可

12 第二百十一条第三項の規定による沿岸漁場管理規程の変更の認可及び同条第六項の規定による公示

別表第四漁業調整課の項課長の欄第一号の3中「第四十一条第一項」を「第九十五条第一項」に改め、同3を同号の10とし、同号の2の次に次のように加える。

3 第十七条第三項の規定による漁獲割当割合の設定

4 第十九条第一項の規定による年次漁獲割当量の設定

5 第二十一条第一項の規定による漁獲割当割合の移転の認可

6 第二十二条第一項の規定による年次漁獲割当量の移転の認可

7 第五十八条において準用する第四十七条の規定による変更の許可

8 第五十八条において準用する第五十二条第二項の規定による命令

9 第九十四条（第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による海区漁業調整委員会への意見の聴取

別表第四漁業調整課の項課長の欄第二号を次のように改める。

二 漁業法施行令に関する次のこと。

1 第十条第三項において準用する漁業法第二百二十五条第一項の規定による認定協定の変更の認定及び第十条第四項の規定による認定協定の認定の取消し

2 第十四条第一項ただし書（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による会議の招集

別表第四漁業調整課の項課長の欄第五号を削り、同欄第四号の1及び2を削り、同号の3中「第四十五条第一項及び第七項」を「第四十三条第一項及び第六項」に改め、同3を同号の1とし、同号の4中「第四十七条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同4を同号の2とし、同号の5を削り、同号を同欄第五号とし、同欄第三号中「第九条」を「第七条」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号の次に次の一号を加える。

三 漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第四十二条第一項の規定による許可及び同条第十一項の規定による許可の取消し

附 則

この訓令は、令和二年十二月一日から施行する。